又は船倉を有しないはしけの別に記載すること。）

４　委託等した者とは、委託元のほか、申請者が船舶所有者等から船舶を借り受けて船舶の管理をする場合における当該船舶の貸渡元をいう。

５　貸渡先の氏名等には、申請者が船舶の管理をする船舶を他の内航海運業者に貸渡しをする場合における当該貸渡先の氏名等を含む。